



山形県公報

令和4年4月1日(金)

号 外 (9)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同

訓 令

- 山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 3

告 示

- 平成28年3月県教育委員会告示第5号(独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき
県立学校の幼児、児童又は生徒の保護者等から徴収する額)の廃止…………… 4

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第6号

山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則

(山形県立高等学校通信教育に関する規程の一部改正)

第1条 山形県立高等学校通信教育に関する規程(昭和37年4月県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条中「保護者」を「保護者等(山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)第43条に規定する保護者等をいう。)」に、「保証人」を「保証人が」に改める。

(山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和44年7月県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「保護者が生活保護法」を「保護者等(山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)第43条に規定する保護者等をいう。以下同じ。)」が生活保護法」に改め、同条第1号及び第2号中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第1号中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第2号中「保護者」を「保護者等」に、「保護者 氏名」を「保護者等 氏名」に改める。

別記様式第5号中「保護者」を「保護者等」に改める。

(山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部改正)

第3条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則(昭和49年12月県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条第2項中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第1号中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式第1号の2中「

保護者

」を「

保護者等

」に、「保護者氏名」を「保護者等氏名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第7号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表スポーツ保健課の項中「、東北総体・冬季国体担当」を削り、「アスリート育成担当」を「アスリート育成担当、総務・企画担当、競技・式典担当」に改め、同条第2項の表中

「

教職員課	働き方改革推進室
------	----------

」を

「

教職員課	働き方改革推進室
生涯教育・学習振興課	郷土愛育成室

」に改め、

「

競技力向上・アスリート育成推進室

」を

「

競技力向上・アスリート育成推進室、国民スポーツ大会推進室

」に改める。

第7条第1項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 郷土愛の育成に関すること

第7条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 生涯教育・学習振興課の分掌事務のうち、前項第13号に掲げる事務は、郷土愛育成室で所掌する。

第11条第1項第15号中「令和3年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会及び」を削り、同条第2項中「所掌する」を「、同項第15号に掲げる事務は国民スポーツ大会推進室で所掌する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第8号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師」を「養護助教諭」に改め、同条第2項中「、主事」を「、主事、主任実習教諭、実習教諭、実習講師」に改める。

第24条第3項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

別表第1中

同	鶴岡南高等学校	普通		160				を
	山添校	理数		40				
		普通		募集停止				

同	鶴岡南高等学校	普通		160				に改める。
		理数		40				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第2号チ公文書の類型の欄中「諸手当」を「扶養手当」に改める。

別表第3中 「学級編成」を「学級編制」に、「免許検定」を「免許」に改め、同表ア総記の項の

表中 「事故改善」を「事務改善 情報通信」に、「広報・広聴」を「広報広聴」に、

「公聴活動」を「広聴活動」に、「社会教育 法人」を「社会教育 公益法人」に改め、同別表イ

人事の項の表中 「恩給・年金」を「恩給年金」に改め、同別表ウ財務会計の項の表中 「指導・検査」を

「指導検査」に改め、同別表エ学校管理の項の表中 「学級編成」を「学級編制」に改め、同別表オ学校教

育の項の表中 「教科書・資料」を「教科書資料」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同別表カ生徒の項

の表中 「賞罰・事故」を「賞罰事故」に改め、同別表キ社会教育の項の表中 「主催研修 共催研修」を

「主催事業 共催事業」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第6号

平成28年3月県教育委員会告示第5号（独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき県立学校の幼児、児童又は生徒の保護者等から徴収する額）は、廃止する。

令和4年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹